

措置の通知書

青市監報告第 182 号関係分

福祉部

指摘事項	措置状況
<p>【福祉政策課】</p> <p>□ 土地使用貸借契約において、契約の更新手続きが不備であった。</p>	<p>□ 野内児童館敷地の土地使用貸借契約については、土地所有者である青森市野内財産区と適切に行われているものと誤認していたものであり、指摘後、青森市野内財産区と改めて土地使用貸借契約を締結（平成 30 年 2 月 23 日付）したところ。</p> <p>今後は年 1 度、登記簿による所有者の確認を行い、土地所有者に変更があった場合は、その都度、土地貸借の継続の意思確認や新たな契約締結等を行うこととする。</p> <p>また、野内児童館以外の施設設置に係る土地の賃貸借契約において、「自動更新」となっているものについて、登記簿による所有者の確認を行い、現所有者の確認ができたものから順次、土地使用貸借契約の継続に係る意思確認等を行い、契約の更新手続きに不備が発生しないよう、定期的な契約内容等の確認を徹底する。</p>
<p>【国保医療年金課】</p> <p>□ 臨時職員の年次有給休暇を付与する際に付与日数と請求期間が誤っていた。（青森市臨時職員取扱要綱第 9 条、青森市臨時職員任用取扱要綱の運用 7）</p>	<p>□ 平成 28 年 4 月 1 日付で子どもしあわせ課に任用された行政実務研修員（臨時職員）の年次有給休暇について、任用の日から起算した継続勤務期間が 6 月経過した後に 7 日を</p>

付与しなければならないところ、誤って任用当初の平成28年4月1日付で10日を付与してしまったことにより、当該行政実務研修員が取得した休暇について欠勤（1日1時間）が生じたところ。

また、平成29年4月1日から当課において当該行政実務研修員を臨時職員として任用した際に、子どもしあわせ課から誤った年次有給休暇の残日数と請求期間を引き継いだことから、当課に在職中の平成29年4月1日から取得した休暇についても欠勤（5時間15分）が生じることになったため、指摘後、該当臨時職員に対して経緯を説明し、2課にまたがる欠勤分の賃金返納をお願いし、手続きは終了したところ。

今後は、臨時職員に係る年次有給休暇の付与日数や請求期間等について、これまで以上に引継ぎ時の確認を徹底するとともに、「青森市臨時職員任用取扱要綱」や「青森市臨時職員任用取扱要綱の運用」に基づき、適切な事務処理に努める。

(別紙)

措置の通知書

青市監報告第 182 号関係分

市民病院事務局

指摘事項	措置状況
<p>【市民病院事務局総務課】</p> <p>□ 業務委託契約において、契約当事者が契約書に記名押印した日を契約締結日としなかった。(地方自治法第 234 条第 5 項)</p> <p>【市民病院事務局医事課】</p> <p>□ 業務委託契約において、契約保証金免除に係る履行実績報告書に記載された 2 件の実績のうち、1 件が履行実績の要件を満たしていなかった。(青森市財務規則第 134 条第 1 項第 4 号)</p>	<p>□ 平成 28 年 5 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを履行期間として相手方から見積書を徴していたため、記名押印した 4 月 28 日ではなく、閉庁日ではあったが、5 月 1 日付けでの契約が必要であると考えていたもの。</p> <p>今後は契約履行日前の開庁日に契約することとし、適正に契約手続きがなされているかどうかについて、複数での確認を一層強化する。</p> <p>□ 「契約事務の手引き (H28. 5. 12 改正)」に記載されている契約保証金の実績による免除 (P33) において、「債務負担行為に係る契約 (契約締結日と契約の履行開始日の属する年度が異なる場合に限る) を締結しようとする場合は契約締結日の属する年度の始期から終期までを履行期間とした契約のうち履行実績残日数が 30 日未満の場合は履行が済んでいなくても、実績とすることができる。(本市を相手方とする契約に限る。)」と記載されていることから、平成 27、28 年度の実績による「履行実績報告書」をもって免除可能と誤って判断し、事務処理していた</p>

【高等看護学院】

□ 業務委託契約において、契約締結者に誤りがあった。(青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第3条)

もの。

次年度以降は、履行満了前の契約となる場合は「契約保証金免除伺」を使用することとし、適正に契約手続きがなされているかどうかについて、複数での確認を一層強化する。

□ 当該契約は、平成24年度から職業訓練法人青森情報処理開発財団あおもりコンピュータ・カレッジに委託(一者随意契約)している業務(H26年度は除く)。契約にあたっては、発注者、受注者のいずれも青森市長名であることから、受注者である青森情報処理開発財団を理事長から「校長」に代え、契約を締結したもの。

当該契約は、「市長が、市以外のものの代理人として市との間に法律行為を行う場合(『青森市事務の委任及び補助執行に関する規則』第3条)」に該当するものであるが、当該規則を確認しなかったため契約締結者を誤ったもの。その後の契約においても、当該規則を確認することなく、また、契約の際に徴する見積書が「校長」名で提出されてきたこともあり、前例に倣い契約を締結してきたもの。

今後、契約にあたっては、これまでと同様の内容のものであっても、常に関係法令等を確認するとともに、市民病院事務局や他の部局の事例等を参考に適正な事務処理に努める。

(別紙)

<p>【浪岡病院事務局】</p> <p>□ 業務委託契約における履行保証契約において、当該保険契約の締結日が業務委託契約締結日後となっていた。(青森市財務規則第134条第1項第2号)</p>	<p>□ 当該契約について、契約の相手方を決定したときに、その決定をした日の翌日から起算して5日以内に契約書を取り交わす際に、当該相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結しなければならことを認識しておらず、履行保証保険契約日が契約締結後となってしまったもの。今後は業務委託等個別の案件ごとに、進行管理表を作成し、担当者及びTLによる二重の確認を行うとともに、事務を総括する事務長による確認を強化する。</p>
---	--